

川崎市動物愛護センター 所長 前迫様、
譲渡担当獣医師 西村様、

平成 21 年 2 月 10 日
犬猫救済の輪 結 昭子

環境省見解に関する公開質問 4

前略、幼猫譲渡についてご検討いただいております、大変お世話になっております。

今回、環境省動物愛護管理室には再三、明確に「離乳前の子猫の譲渡も可能である」と述べていただいております。環境省では貴職からいただいた一連のご回答も目を通しておられます。その上で、「今後、川崎市動物愛護センターとは、譲渡に積極的な市等の例も参考にして、具体的にどういった方法でやるのか、譲渡方法についての相談、打ち合わせにはいつはどうか」とのアドバイスをいただきました。

環境省の見解および、2月4日付で貴職からいただいたご回答に関して、以下のように質問させていただきたいと思っております。大変お手数ですが、2月13日までにご回答をファックスかメールにてお送りくださいますようお願い申し上げます。

質問 1 貴職は環境省の「離乳前の子猫も譲渡が可能である」との見解に異議がありますか。

回答

質問 2 環境省のアドバイスに沿って、離乳前の子猫の譲渡方法について、当会等と打ち合わせをすることが可能ですか。

回答

質問 3 川崎市動物愛護センターが離乳前の子猫の譲渡が不可能だとしてきた理由は何ですか。責任の所在を明確にし、譲渡さえできれば殺処分する必要のない命です。それは、解決できない事由ですか。

回答

草々